

スマート農業技術活用促進法のご案内

スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画の認定を受ければ、果樹農家の皆様が補助事業を活用して機械導入や果樹の改植等を行う場合に有利に進められます！

生産方式革新実施計画

農業者等（必須）

スマート農業技術活用
サービス事業者（任意）

食品等事業者（任意）

①計画認定の申請



②認定

農林水産大臣*

*申請先は各地方農政局等。
審査に1か月程度を要します。

計画認定による予算上のメリット措置

7年度補正予算・8年度当初予算において、
生産方式革新実施計画の認定を受けることによる優遇措置を設けています。

<主な対象事業>

スマ転事業（スマート技術体系への包括的転換加速化）

【7年度補正、8年度当初】

スマート農業機械の導入と、それに伴う省力的な
樹園地への改植・新植等の取組を支援

<優遇措置の内容>

- ・個人（単独）で直接都道府県に申請可能
- ・面積要件なし
- ・ポイント加算により、採択審査において有利

産地生産基盤パワーアップ事業（先導的取組支援）【7年度補正】

<優遇措置の内容>

果樹農業生産力増強総合対策【8年度当初】

▶ 大規模な改植・新植が可能

省力的な樹園地への改植・新植等の取組を支援

地域農業構造転換支援事業【7年度補正、8年度当初】

<優遇措置の内容>

地域の中核となる担い手に対し、必要な農業用機械・施設の導入を支援

▶ ポイント加算

その他、計画認定による法律上のメリット措置

- 日本政策金融公庫から長期低利の融資を受けられます。
- 設備投資の際、税制上の優遇措置が受けられます。
- その他、航空法・農地法に係る行政手続のワンストップ化が活用できます。

認定の対象となる事業活動については裏面へ ➡

スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入をセットで**相当規模**で行い、農業の生産性を**相当程度**向上させる事業活動

スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入（取組例）



無人運搬ロボットの活用

省力樹形の導入

小さな樹を密植して、直線的に配置（省力樹形）することにより、機械作業が容易に



ロボット草刈機の活用

侵入防止柵の設置

勾配変化点及び凹部で走行停止することや走行範囲を逸脱することのないよう侵入防止柵の設置を行い、ロボット草刈機の円滑な作業環境を整備



環境モニタリングシステムの活用

地域でデータを比較・分析

環境モニタリングシステムから得られたデータを産地で共有し、栽培方法の比較・分析等を通じて、次期の栽培方法を変更することで、秀品率の向上を図る



スマート選果システムの活用

地域でデータを比較・分析

スマート選果システムから得られたデータを産地で共有し、栽培方法の比較・分析等を通じて、次期の栽培方法を変更することで、秀品率の向上を図る

●相当規模（規模の要件）

・本事業活動で取り組む品目について、以下のいずれかの規模で取り組むこと。

✓申請者の作付面積のおおむね過半

✓当該品目を生産する認定農業者※の全国平均の作付面積の5倍以上

※ 農林業センサスにおける認定農業者を指す。

データは最新の農林業センサス 農林業経営体調査報告書（抽出集計編）の値とする。

●相当程度（計画の目標）

・計画全体で農業の労働生産性*を5%以上向上させること。

（*労働生産性…付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）／労働時間or取組人数）

・本事業実施前と比較し、所得が維持されること。また、それが正となること。

●実施期間

・原則5年以内

※ スマート農業技術には、次の①～③の全てを満たす技術が該当します。

①農業用の機械・ソフト等に組み込まれる技術

②情報通信技術を用いた技術

③農作業の効率化、負担軽減、経営管理の合理化等のための技術

